

狩猟免許新規取得者に補助金を交付しています

対象者 ● 町内に住所を有し、町内猟友会への入会および美郷町鳥獣被害対策実施隊員として積極的に有害鳥獣の捕獲等に従事することに同意できる方

申請方法 ● 取得した狩猟免許証の写しや取得に要した経費の領収書等を添えて申請してください。

補助金額 ● 【第一種銃猟免許・わな猟免許】

免許取得に掛かる経費および猟銃所持許可取得に掛かる経費の3分の2以内の額
(上限額7万円)

※このほか、秋田県から交付される補助金もあります。
※その他詳細は町農政課までお問い合わせください。

令和2年度狩猟免許試験のお知らせ

令和2年度の狩猟免許試験が右記の日程で開催されます。町では狩猟免許を新たに取得する方に対して上記の補助金を交付していますので、ぜひご検討ください。

日時	会場
7月25日(土)	北秋田市：北秋田市交流センター
9月19日(土)	大仙市：秋田県立農業科学館
12月6日(日)	秋田市：秋田県森林学習交流館

試験についてのお問い合わせ ● 秋田県仙北地域振興局 農林部 森づくり推進課 ☎0187(63)6113
一般社団法人 秋田県猟友会 ☎018(883)1607

問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

産業用無人航空機操作技能の新たな取得を支援しています

病害虫防除のために産業用無人航空機のオペレーター技能認定証を新たに取得した方が所属する団体に補助金を交付します。

対象者 ● 無人航空機を保有または1年以内の導入が見込まれる町内の水稻病害虫防除事業実施団体や農業法人等

補助金額 ● オペレーター技能認定証を新たに取得するために要した受講料(税抜額)の3分の1以内の額
(上限額10万円)

補助要件 ● 次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 左記対象者の構成員で、美郷町に住所があり、現に居住していること
- ② 令和2年1月から同年12月までに無人航空機のオペレーター技能認定証の交付を受けていること

問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

福祉保健課

児童手当を受給している方は現況届の提出が必要です

現況届は6月1日現在の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監護や生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。該当する方には現況届書類を送付していますので、**6月30日(火)までに町福祉保健課または六郷・仙南各出張所へ提出してください。**なお、提出がない場合には**6月分以降の手当が受けられなくなる場合があります**のでご注意ください。

■現況届に必要な添付書類

- ・ 申請者が被用者(会社員など)の場合
⇒健康保険被保険者証の写し
(美郷町の国民健康保険に加入の方は不要です)
- ※この他にも必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

【児童手当制度について】

支給対象者 ● 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

支給時期等 ● 原則として、毎年6月・10月・2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

■支給額

対象年齢等	支給月額(児童一人当たり)
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円
所得制限限度額以上	5,000円

※「第3子以降」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある養育する児童のうち、年齢が上の児童から数えて3番目以降をいいます。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

町営住宅の入居者を募集します

入居資格●

- ・住宅に困窮していること
- ・現に同居し、または同居しようとする親族が居ること
- ・入居者全員の収入合計が収入基準額以下であること
- ・国税、地方税および公共料金等を滞納していないこと

申込方法●「住宅入居申込書」に記入押印し、必要書類を添付して町建設課まで提出してください。

※申込書類の郵送を希望される方はご連絡ください。

※申込書は一旦お預かりして不足書類がないか確認したうえで受理します。不足書類がある場合はご連絡しますので募集期限までに提出してください。

※入居決定前の見学は行っていません。

募集期限●6月15日(月)

選考方法●住宅に困窮する度合いの高い方を優先しますが、住宅困窮順位を定め難い場合は公開抽選を行います。

■入居時の主な注意事項

- ・入居時期は令和2年7月中旬を予定しています。
- ・収入基準額以上の収入がある町内在住の連帯保証人(1名)が必要です。
- ・敷金の納入(家賃の3カ月分)が必要です。
- ・犬、猫等のペットは飼うことができません。
- ・車は各住宅で定められた台数までしか駐車できません。
- ・その他、条例等によります。

住宅名	所在地	戸数	間取り	構造/階数	家賃(円)	駐車場
小安門B棟	六郷字小安門	2戸	3DK	RC3階/2階 RC3階/3階	15,800 ~ 36,300	1台まで
小安門C棟	六郷字小安門	1戸	3DK	RC3階/2階	15,800 ~ 36,300	1台まで
小安門D棟	六郷字小安門	1戸	3DK	RC3階/3階	16,000 ~ 36,800	1台まで
熊野1号棟	六郷字熊野	1戸	3DK	RC3階/1階	15,700 ~ 36,000	1台まで
熊野2号棟	六郷字熊野	1戸	3DK	RC3階/2階	17,000 ~ 39,100	1台まで
熊野3号棟	六郷字熊野	1戸	3DK	RC3階/2階	17,000 ~ 39,100	1台まで

申・問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

国民年金に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例免除申請の受付が始まりました

1. 対象者

臨時特例による国民年金保険料の免除・猶予および学生納付特例申請は、次の要件をすべて満たす方が対象になります。

- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと
- ②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

2. 対象期間

令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象となります。

3. 手続方法・申請先

申請書は必要な添付書類とともに、町住民生活課または年金事務所へ郵送してください。

※申請書等を直接提出していただくことも可能ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、できる限り郵送による手続をご利用ください。なお、手続方法や申請書の記入方法等については日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)でご確認いただけます。

※免除等が承認された期間は、10年以内であれば追納することができます(追納されない場合は、将来受け取る老齢基礎年金が少なくなります)。

問●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903、大曲年金事務所 国民年金課 ☎0187(63)2296

新型コロナウイルス感染症の影響による障害年金診断書の提出期限延長のお知らせ

1. 対象者

障害基礎年金の受給者で、障害状態確認届の提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある方が対象になります。

2. 延長後の提出期限

障害状態確認届の提出期限が1年後に延長されます。

3. 障害状態確認届の作成期間等

対象者の皆さんへ、延長後の提出期限の3カ月前ごろに書類が送付される予定です。

※従来の提出期限が令和2年7月末日から令和3年2月末日までの方には「障害状態確認届様式」は送付されず、代わりに提出期限延長のお知らせが送付されます。

問●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903、大曲年金事務所 お客様相談室 ☎0187(63)2296